

2 地方税制の動き(平成23年度)

(1) 税制改正の方針

平成22年12月16日、「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定された。税制改正法案には、格差是正の観点から所得税における控除の見直しや、経済活性化を目指して法人実効税率の引下げ等が盛り込まれた。

しかし、参議院において与党が過半数を持たない「ねじれ国会」のもとで、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響もあり、税制改正法案は年度末までに成立に至らなかった。

そこで、3月末に適用期限が到来する税負担軽減措置等について適用期限を6月30日まで延長する「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」(いわゆる「つなぎ法」)が3月31日に可決・成立した。

その後、「つなぎ法」の期限である6月末までに、当初国会に提出されていた税制改正法案の成立の目途が立たないことから、法人実効税率の引下げ等、税制抜本改革をなす改正部分を除いた新法案「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」が6月10日、国会に提出された。そして、衆参両院の審議を経て、6月22日に可決・成立し、同月30日に公布・施行された。税制抜本改革をなす改正部分については、当初の税制改正法案を修正した法案として継続審議され、民主党・自民党・公明党の協議を踏まえた議員修正を経て、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」が11月30日に可決・成立し、12月2日に公布された。

なお、「平成23年度税制改正大綱」に盛り込まれた内容の一部については、平成24年度税制改正において実施する、若しくは改めて見直しの内容及び位置づけを整理するとして、改正されなかった。

税制改正大綱に基づく税制改正を行う一方、東日本大震災による被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組を推進するため、税制上の臨時特例措置も講じられた。

第一弾として、震災の被害や被災地の特性に応じた特例措置の新設を盛り込んだ「地方税法の一部を改正する法律案」が、平成23年4月19日に国会に提出され、4月27日に可決・成立、同日中に公布・施行された。

7月22日には、第二弾として「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、8月5日に可決・成立、同月12日に公布・施行された。

11月4日には、第三弾として、復興支援に係る追加の税制措置を講じた「地方税法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、12月7日に可決・成立し、同月14日に公布・施行された。

また、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災復興基本法」に定める基本理念に基づき、復興財源を確保するための税制上の措置を講じた「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が11月30日に可決・成立し、12月2日に公布・施行された。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成23年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 「平成23年度税制改正大綱」に係る地方税法等の改正

(ア) 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」による改正

a 個人住民税

- ① 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限を2年延長する(平成24年1月1日から平成25年12月31日まで)。
 - ② 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。
 - ③ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。
- (②、③ともに平成24年度分以後の個人住民税から適用(平成23年中の寄附金から対象)。)

b 法人二税

雇用を増やした一定の中小企業者等について、法人税額から、一定金額を控除できる措置を法人住民税に適用する(平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用)。

c 不動産取得税

市街地再開発組合等の所得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等を廃止する。

d 航空機燃料譲与税

航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成23年

度から平成25年度までの間、9分の2（現行：13分の2）とする。

e その他

平成22年度改正の国税における罰則見直しの内容等を踏まえ、罰則を見直す。

(イ) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」による改正

a 個人住民税

退職所得に係る個人住民税（所得割）の10%税額控除を廃止（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用）。なお、これに伴う増収額を10年間復興財源に充てる。

b 法人二税

欠損金の繰越控除制度等について国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

c 地方たばこ税

法人税の税率引下げ及び課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の税率を1,000本につき644円引き下げ860円（旧三級品は、1,000本につき305円引き下げ411円）とするとともに、市町村たばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げ5,262円（旧三級品は、1,000本につき305円引き上げ2,495円）とする（平成25年4月1日から適用）。

d 納税環境整備

納税者が「更正の請求」を行うことができる期間を5年に延長（改正前1年）するとともに、課税庁が更正決定できる期間を5年（改正前3年）に延長する（平成23年12月2日以後に法定納期限が到来する地方税に適用）。

イ 東日本大震災に係る税制上の対応

(ア) 「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年4月27日施行）による改正

a 個人住民税

① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。

② 住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

b 固定資産税・都市計画税

① 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

② 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。

c 不動産取得税

大震災により滅失・損壊した家屋の所有者等が、これに代わる家屋やその敷地を取得した場合に、平成33年3月31日までの間の取得に対しては、従前の面積相当分について不動産取得税を課さない特例措置を講ずる。

d 自動車取得税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

e 自動車税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

f 軽油引取税

軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(イ) 「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」による改正

a 不動産取得税

警戒区域内に所在する家屋や敷地の所有者等が、これに代わる家屋や敷地を取得した場合に、従前の面積相当分について不動産取得税を課さない特例措置を講ずる。

b 自動車取得税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替

自動車)を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

c 自動車税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車(代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

(ウ)「地方税法の一部を改正する法律」(平成23年12月14日施行)による改正

a 不動産取得税

被災農地や警戒区域内に所在する農地の所有者等が、これに代わる農地を取得した場合に、従前の面積相当分について不動産取得税を課さない特例措置を講ずる。

(エ)「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による改正

a 個人住民税

平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間の臨時の措置として、個人住民税均等割の標準税率を、道府県民税、市町村民税それぞれ年額500円加算した額とする。

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

ア 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成23年度においても継続する。

(4) 平成23年度東京都税制調査会答申の概要

東京都税制調査会は、地方分権時代に相応しい地方税制度と、国・地方を通じた租税制度を、地方の立場から追求し、提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

本調査会は、創設以来、国税と地方税との税源配分の見直しや、東京都の独自課税などに関して、毎年度の答申を取りまとめてきたが、平成18年度からは、地方税制度と国・地方を通じる税制のあるべき姿を構築するという調査会の使命を鑑み、長期的視点から熟議を重ねて答申をまとめるべきだとの考えから、3年という委員任期に合わせて、答申を提言することにした。

平成23年度は、3年の委員任期の最終年度としてこれまでの検討状況を整理し、答申として取りまとめたものであり、「税制改革の視点」、「税制改革の方向性」、「温暖化対策税の検討」、「震災復興・防災都市づくりと税制」等の項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

ア 税制改革の視点

(ア) 分権の推進

- ・ 地域の実情に応じた公共サービスを提供するには、自治体の自主的・自立的な行財政運営が不可欠。そのために自主財源である地方税の充実が必要

(イ) 公共サービスに必要な財源の確保

- ・ 公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するため、行政の無駄の見直しとともに、景気に配慮しつつ、国民に負担増への理解を求めることが必要

(ウ) 時代に対応した「公平」の実現

○少子・高齢社会に対応した税制

- ・ 働く現役世代に過度の負担を求めず、広く国民が負担を分かち合う

○所得格差の拡大に対応した税制

- ・ 歳出面の充実と併せ、個人所得課税の所得再分配機能を発揮させ、公平感を高める

○社会経済の活力を高める税制

- ・ 企業活動に不可欠な公共サービスのため財源を確保し、効果的に投入

(エ) 環境を重視した税制

- ・ 環境負荷に応じた負担を求めることにより、その抑制を図る

(オ) 震災復興・防災都市づくりと税制

- ・ 被災地の復興に向け、支援、構想、財源の議論が進むが、電力需給問題や全国的な防災都市づくりも大きな課題。税制も求められる役割を果たす必要

イ 税制改革の方向性

(ア) 基本的考え方

- ・ 自主財源である地方税の充実が重要。税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが適当

(イ) 地方消費税・消費税

○基本的考え方

- ・ 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、偏在が小さく税収も安定的。地方の基幹税として多様な行政需要を賄う一般財源とするのが適当

○税率のあり方

- ・ 社会保障をはじめ地方の役割が大きくなることを踏まえつつ、自治体の広範な公共サービスを支える財源として、税率上げを具体的に議論すべき

○低所得者への配慮

- ・ 軽減税率、給付付き税額控除や歳出面の施策など、幅広く検討すべき

○清算基準

- ・ 財政調整のための基準ではなく、税収を最終消費地に帰属させるための指標。昼間人口の移動も踏まえつつ議論すべき

○地方消費税の賦課徴収

- ・ 徴収事務を国が行うことは、納税者の負担の軽減や効率性等から合理的

(ウ) 法人二税・法人税

○基本的考え方

- ・ 法人は、事業活動を行うにあたり公共サービスを受けており、法人二税はそのために必要な財源を賄うもの。法人二税は、地方の基幹税として重要

○法人実効税率のあり方

- ・ 法人所得課税と社会保険料を合わせた法人の負担は高くないこと、実効税率と国際競争力等との関係は明確でないこと等を踏まえ、慎重に検討すべき
- ・ 地方法人課税は国の政策誘導の手段になじまない

○法人二税を巡る議論

- ・ 税収の偏在については、都市の膨大な財政需要を考慮することが必要
- ・ 税収安定化、偏在是正の効果がある法人事業税の外形標準課税の拡大が適当

○今後のあり方

- ・ 国際競争力を高めるためには、むしろ、公共サービスを充実し、魅力豊かな都市づくりが必要。法人に引き続き応分の負担を求めるべき

(エ) 個人住民税・所得税

○基本的考え方

- ・ 個人住民税は、地域社会の費用を住民が広く負担する、地方の基幹税

○所得再分配機能の回復

- ・ 歳出面の充実と併せ、税制面においても所得再分配機能を発揮させることも
- ・ 所得税への給付付き税額控除の導入も検討すべき

(オ) 揮発油税・軽油引取税等

- ・ 環境への影響や厳しい財政状況等を勘案し、現行の税負担水準を維持すべき

(カ) 地方財政調整制度

○地方財政調整の意義

- ・ 全ての国民に一定水準の公共サービスを提供するため、財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するもの。地域社会の安定を図る上で、必要不可欠

○地方法人特別税

- ・ 地方法人特別税は、自治体の自主財源を財政調整の手段として用いたもので、分権に逆行。税制の抜本的改革を速やかに行うことを前提とする措置であり、撤廃し、法人事業税を直ちに復元すべき

○地方税と地方財政調整の関係を巡る論点

- ・ 税収格差の本質的解決には税収のパイ拡大が必要。東京の財政需要や分権の流れにも留意すべき

○地方財政調整のあり方

- ・ 地方交付税は、一定水準の公共サービスを確実に提供できるよう、必要な財源保障とともに、政策誘導的な面

を極力排除し適切に機能を発揮させるべき

ウ 温暖化対策税の検討

(ア) 検討にあたって

- ・ 温暖化対策税は、CO₂を排出する化石燃料等に課税することでCO₂の排出抑制を図る有力な政策手段の一つ。地方の立場から考える税のあり方につき検討

(イ) 温暖化対策税の考え方

- ・ 環境負荷に相応の負担を求めることにより、環境価値を正に評価し、適切な利用を図る社会経済システムの構築が必要。温暖化対策税は、その柱
- ・ 温暖化対策における自治体の役割、インセンティブの観点や地方分権の流れを踏まえ、税源の偏在を考慮しつつ、消費に近い段階の税を地方税に
- ・ 徴税コスト等を勘案し、既存の徴税機構も適宜活用
- ・ 既存のエネルギー関係税と合わせた負担が、油種間で炭素含有量に比例することが理想。燃料種ごとに炭素比例税率を上乗せ。ただし、揮発油、軽油は、現行負担水準を維持した上で、本則税率を超える部分を振替

(ウ) 電力由来のCO₂の排出抑制について

- ・ 我が国CO₂排出量に占める電力由来の割合は高い。電力に対する課税については、電力会社へ働きかけ化石燃料に課税し電源構成の変化を促すか、消費者へ働きかけ電気に課税し電力消費抑制を図るか、2つの考え方

(エ) 今後に向けて

- ・ 温暖化対策税は、基本的には全国ベースの地方税での導入が適当
- ・ 温暖化対策の全体像は、東日本大震災に伴うエネルギー政策の見直しの方向性を踏まえ整理されるもの。導入については、経済環境を慎重に見極め、国民的な理解の下に進めることが重要

(オ) 自動車税のECO（エコ）化

- ・ 自動車税の課税標準にCO₂排出量基準を併用するなど、一層のグリーン化を

エ 震災復興・防災都市づくりと税制

(ア) 東日本大震災が投げかけた課題

○電力需給構造の転換

- ・ 電力供給制約の下、需要抑制が大きな課題。また、電力需給改善とともに、震災時のリスク低減、ライフライン確保の観点から自立分散型の電力供給への転換が重要

○防災都市づくりの推進

- ・ 地域特性に応じた地域主体の防災都市づくりの推進が必要。効果的な施策の実施と所要財源の調達課題

(イ) 電力需給構造の転換

○基本的考え方

- ・ 温暖化対策の観点から電力需要の総量抑制は中長期の要請。これに加え、震災による電力供給の減少により当分の間のピーク需要の抑制が課題に

○電力需要のピーク抑制と税制の活用

- ・ ピーク抑制が有利となる価格体系にすることが重要であり、方策の一つとして、税制の活用を検討。この場合、契約電流・契約電力に対する課税等が考えられる
- ・ ピーク抑制には本来、時期時間帯別の料金設定が理想であり、課税は方策の一つ。検討にあたっては、電力需給対策の効果の踏まえた必要性、原発事故に伴う電力料金の動向、復興増税等による国民負担等を十分考慮すべき

(ウ) 防災都市づくりの財源調達と税制

○財源調達の考え方

- ・ 防災都市づくりの利益は将来世代にも及ぶこと等から、現役世代も将来世代も相応の負担をすべき。国と地方の適切な負担配分も必要

○課税のあり方

- ・ 地域ごとに課題や施策の性格に応じた課税を行うとともに、特定の税に偏ることなく多様な税を組み合わせることが適当
- ・ 地方税による財源調達が必要な場合に考えられるあり方を検討

(エ) 防災都市づくりと政策支援税制

- ・ 税制の役割はまずは財源確保であるが、重要な政策課題にはポリシー・ミックスの下に政策減税も考えられる
- ・ 建築物の耐震化・不燃化等には、施策、税制を通じ、現在も相当の支援。施策拡充の方向性を踏まえ、施策と

の役割分担を精査し必要な連携を図るべき

- ・ 大都市圏は昼間流入人口が多く、東日本大震災の状況を踏まえ、帰宅困難者対策が課題。民間において実施される自助を超えた地域・社会への貢献に対し、支援が必要とされた場合、税制の活用も

オ その他

- ・ 経済のグローバル化により競争が激しさを増す中で、将来にわたって社会経済の活力をどう維持していくかも重要な課題
- ・ 固定資産税の評価・課税の仕組みについては、負担調整措置や政策減税等の効果を検証しつつ、簡素化することが必要
- ・ 都市計画税について、地方自治体の裁量を拡大し、自らの判断で税率設定を可能とすることが望ましい